

山梨県と神奈川大学との学生U・Iターン就職促進に関する協定書

山梨県（以下、(甲)という。）と神奈川大学（以下、「乙」という。）とは、少子高齢社会を迎える中で、県内企業の人材確保、産業の活性化に資するため、学生の就職活動を支援していくこととし、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、学生に対し山梨県内の企業情報等を提供するなど就職活動を支援することにより、山梨県出身者をはじめとする学生のUターン就職及びIターン就職の一層の促進を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 学生に対する県内の企業情報、生活情報等の周知に関すること
- (2) 乙の学内で行なう合同企業説明会等、企業情報提供イベントの開催に関すること
- (3) 県の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関すること
- (4) 保護者向けの就職セミナーの開催に関すること
- (5) 学生のU・Iターン就職に係わる情報交換及び実績把握に関すること
- (6) その他学生のU・Iターン就職促進に関すること

(協定の見直し等)

第3条 本協定を効果的に推進するため、甲と乙は必要に応じて協議を行なうものとし、甲または乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たとき、または協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙の代表者がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年7月31日

甲 山梨県

山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
山梨県知事

乙 神奈川大学

神奈川県横浜市神奈川区六角橋3丁目27番1号
神奈川大学学長